

【関西地区限定特別価格 ～令和6年12月末まで】



ネパール人・ベトナム人介護職員のご提案

～紹介費用無料～（弊社へ支援を依頼頂ける場合）

2024年10月01日

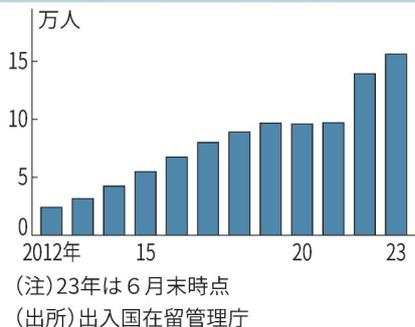
サンホワイト太陽炭株式会社

介護事業所 理事長、施設長、人事御担当者様 御中

お忙しい中、申し訳ございません。しばしお時間を下さいませ。毎日の様に報道されている「外国人労働者」にご興味は御座いませんでしょうか？また興味があるが採用に不安があるとの事業主様はおられませんでしょうか？

1. 弊社は、2019年11月より、特定技能外国人に絞った新規の職業紹介企業です。2020年6月から、弊社でフィリピン人介護希望者対象に、無料日本語学校を開設致しました。現在までに20名を超えるフィリピン人特定技能介護職員、ベトナム人飲食業種職員、インド人人文社員を紹介させて頂きました。今般、新規に、現在増加の著しい、また日本を目指して就業したいという熱意溢れる、ネパール人の御紹介のスタート記念とし、期間限定で、**ご紹介費用を完全無料**とさせて頂きます。ベトナム人も無料ご紹介可能です。是非弊社にお任せください。
2. 外国人の採用には、3つの方法があり、その一つが、「**特定技能外国人**」になります。他に雇用契約は正社員となります。特定技能試験3つ（日本語能力、介護技術、介護日本語試験）に合格した、即時就業可能なネパール人・ベトナム人をご紹介させて頂きます。就業は最長5年間。介護福祉士の試験に合格すると、介護ビザへの変更が可能で、就業期間の制限は無くなり5年以上の長期の雇用も可能です。経歴は同ビザ取得条件には御座いません。現状の応募者は、まだ日本へ音連れた経験のない、また日本での就業にあこがれる人ばかりです。

在留ネパール人の推移



2024年日経新聞より

3. 中でも、この特定技能制度は、施設種別コード表（訪問型、介護を外部委託されている住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅を除く）の施設に限り、日本人と同じ業務が可能です。事業規模や職員数、介護士人数等の受入事業所の規制もございません。また就業開始時点から、介護施設の人員配置基準等に算定可能です。一方で給料や福利厚生も、日本人と同一もしくはそれ以上の待遇が求められ、3か月に1回、入国管理局に報告も必要となります。ただし外国人労働者の受入上限人数は、正社員の人数迄。

外国人採用費用の比較（介護業種）

外国人ご紹介費用比較

	EPA 実習生	技能実習生	他社特定技能1号	弊社特定技能1号
特色	インドネシア・ベトナム・フィリピン人のみ	本国への技能移転 2027年度廃止、多制度へ移行の予定	人材不足の指定16業種のみ認められた労働ビザ	同左
就業期間	3～4年	3～5年	5年	同左
初期費用	20～30万円/人	51～92万円/人	30～100万円/人	ゼロ円
月額支援費用	2万円/月人	3～4万円/月人 +ビザ更新費用別	2～4万円/月人 +ビザ更新費用別	2.5万円/月人
外国人への給料	最低時給以上 +残業・休出等	最低時給以上 +残業・休出等	日本人職員と同等 もしくはそれ以上	同左
その他	実習生は労働者ではありません。加えて介護の技術を学んでも、帰国後本国には介護の仕事はありません。加えて外国人はあくまでも就業目的の出稼ぎですので、高い給料の仕事を目指します。特定技能へ移行の前段階の位置づけ		5年間が就業期限ですが、就業中に介護福祉士を取得すれば、「介護ビザ」に変更が可能になり、就業期限が無くなるとともに、訪問介護にも就業可能となります。	

その他別途支援費用（○内数字は、添付支援計画の概要項目）

内容	ご請求費用	単位
支援計画書作成補助	無料	1社あたり
② 空港への送迎	20,000 円	1回につき
③ 住居確保・生活に必要な契約支援	10,000 円	1回につき
④ 生活オリエンテーション（8H）	30,000 円	1回につき
⑤ 公的手続きへの同行	10,000 円	1回につき

*自社で実施頂く場合、費用は発生いたしません。

その他

現地での通訳者手配	20,000 円	一日あたり
ビザ更新書類作成費用（毎年）	無料(印紙代 4,000 円+往復簡易書留郵便代のみご負担下さい)	一人あたり 5 年間、4 回の更新費

月額支援費用

⑥ 相談・苦情への対応（※月額）	25,000 円	一人につき・1ヶ月あたり
⑧ 定期面談・報告書作成・入管提出（※3カ月毎、3、6、9、12月）	無料	一人につき・3ヶ月毎 (上記に含む)

3. 過去にご紹介したお客様からも下記コメントのように好評をいただいております。

採用頂いた外国人の就業状況は、いかがですか？

みなさん真面目に働いていただいています。日本語でのやり取りには苦労する場面もあるものの、来日後数か月でご利用様とのコミュニケーションもとれるようになっていきます。令和4年度からは今まで外国人だから、ということで免除されていた記録（介護記録など）にも取り組んでいます

外国人介護職員の教育はどのような進捗でしょうか？

早い人は初任者研修や実務者研修を受けており、その受講支援（費用助成）を制度として実施しています。そのほかまだ手探りではありますが、事業所内でも外国人介護職員を対象とした研修に取り組んでおり、記録方法や技術に関する知識が取得できる機会を用意しています。

弊社の良い点/問題点を教えてください

コロナ禍ということもあり、生活面でのフォローを我々が十分にできていないのを、丁寧に補っていただいていると感じます。分からないことなどがあった場合でも、すぐに対応いただけるので、とても助かっています

利用者様からの反応はどうでしょうか？

言葉が通じない場面も少なくありませんが、おおむね好意的に受け止められています。遠くの国に来て頑張っている子達、として見ていただいているように思います

他の施設様へのアドバイスがあれば、お願いします

日本人に比べると、特に言語面での受け入れのハードルが高いのは事実ですが、実際に受け入れることで日本人職員の意識の持ち方も少しずつですが変化しているように感じます。そうした変化や知らない国の文化を楽しみつつ、受け入れができると良いのではないのでしょうか。

4. 定期的に無料オンラインセミナー（Zoom）を開催(毎月第2、4水曜日 15時～)しており、制度の詳細や外国人への必要とされる法令項目について解説しております。ご興味のある方はメールでご連絡ください。追ってリンクを送信させていただきます
(一方的な売り込みは致しませんのでご安心下さい。)

1) 就業前の対応

異文化への理解、アパート・寮の手配

2) 入社時 (添付：支援計画の概要参照)

市役所、銀行、携帯電話等の登録・手配

3) 入社後

定着支援、3か月毎の面談・入管への報告、毎年のビザの更新



詳しくはホームページ (<https://sumitenjob.com/>)、もしくはお電話 (0742-53-0133)、メール (workinjapan@sumiten.com)にてお問い合わせくださいませ。 担当 白崎 (しらさき)

外国人介護人材受入れの仕組み



EPA (経済連携協定)
(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

在留資格「介護」
(2017/9/1～)

技能実習
(2017/11/1～)

特定技能1号
(2019/4/1～)

制度趣旨

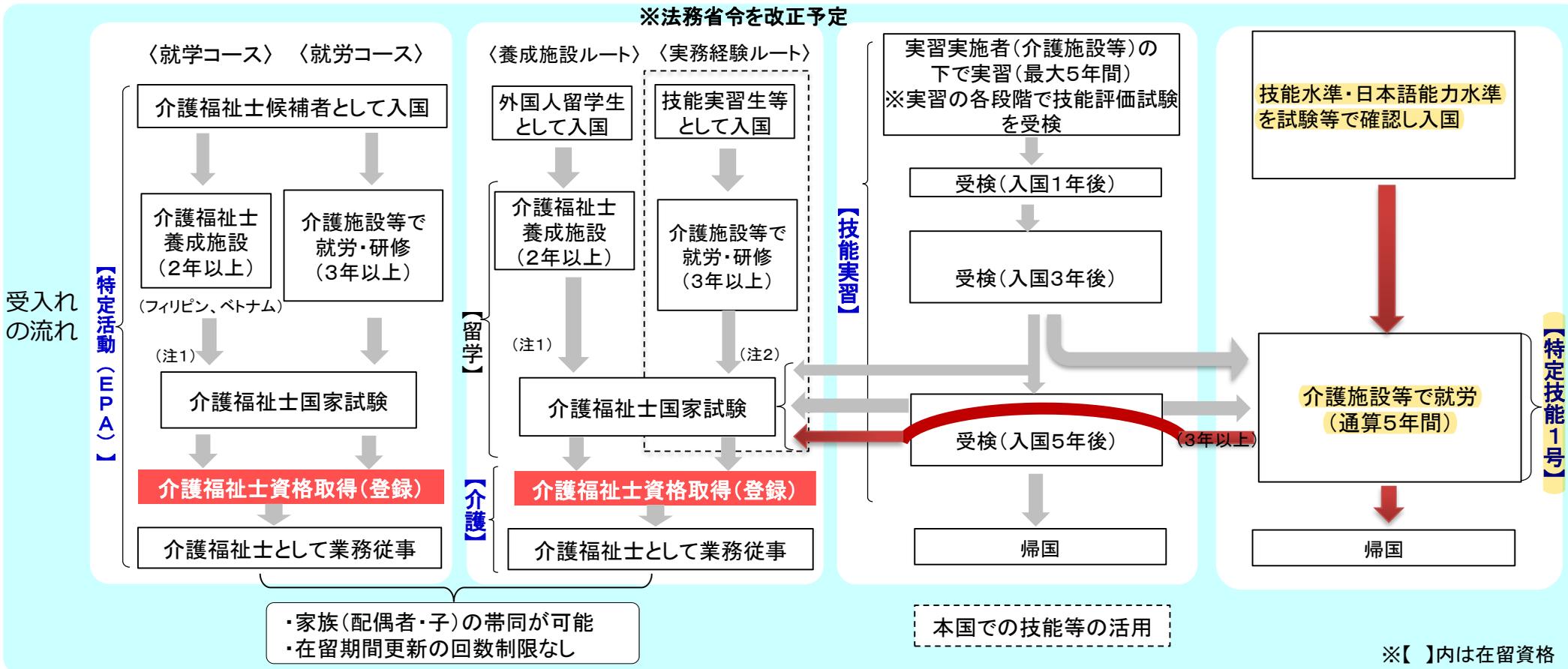
二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ

※法務省令を改正予定



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

支援計画の概要②



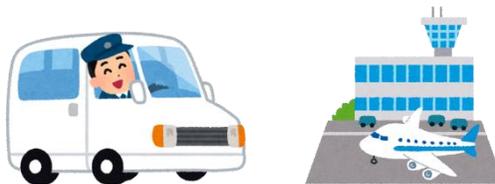
①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



介護職希望者リスト

2024/10/7

サンホワイト太陽炭株式会社

年齢	性別	出身地	最終学歴	JLPT or JFTbasic	特定技能資格		就業経験	介護実務経験
					介護日本語試験評価試験 介護の言葉/介護の会	介護技能評価試験 しくみ/コミュニケーション		
	24 女	ネパール KAPILVASTU	HRIHAR SANSKRITI TATHA SADHARAN SECONDARY SCHOOL	高等学校 JFTbasic 219/250	100%/80%/80% Total: 86%	77%/80%/66%/82% Total: 80%	2017 - 2023 SHIVA SAKTI MONEY TRANSFER	なし
	21 男	ネパール PALPA	DIVYA JYOTI SECONDARY SCHOOL	高等学校 JFTbasic 216/250	80%/80%/80% Total: 80%	88%/20%/75%/77% Total 72%	2020 - 2023 UNITY FOOD CAFÉ	なし
	20 男	ネパール BAGLUNG	Siddha baba secondary school	高等学校 JFTbasic 224/250	80%/100%/60% Total 80%	77%/60%/33%/82% Total 75%	2023 - 2024 Galaxy Café	なし
	29 女	ネパール RUPANDEHI	SHREE SARASWOTI SECONDARY SCHOOL	高等学校 JFTbasic 222/250	80%/100%/60% Total: 80%	66%/40%/75%/68% total: 65%	2014 -2023 制服の 会社	なし
	24 女	ネパール MYAGDI	SHREE SHANTI MODEL SECONDARY SCHOOL	高等学校 JFTbasic 209/250	80%/100%/80% Total: 86%	75%/25%/33%/64% total: 60%	2017-2020 CIVIL ENGINEERING CONSULTANCY PVT.LTD	なし
	28 女	ネパール KAPILVASTU	SHREE PANCHA MAHENDRA SECONDARY SCHOOL	高等学校 JFTbasic 200/250	80%/80%/60% Total: 73%	77%/60%/66%/69% total: 70%	2028-2023 NAMLO LOUNGS CAFÉ	なし
	21 女	ネパール ARGHAKHAN CHI	TRICHANDRA MULTIPLE CAMPUS	高等学校 JFTbasic 234/250	60%/40%/80% Total: 60%	55%/60%/66%/73% total: 67%	なし	なし
	20 女	ネパール DARCHULA	JAN SHIKSHA SECONDARU SCHOOL	高等学校 JFTbasic 205/250	80%/40%/100% Total: 73%	88%/80%/66%/56% total: 67%	なし	なし
	22 女	ネパール RUPANDEHI	PRAGATI SECONDARY SCHOOL	高等学校 JFTbasic 205/250	80%/60%/100% Total: 80%	88%/60%/50%/81% total: 77%	2019-2023 PRAGATI PRAIMARI SCHOOL	なし
	26 女	ネパール DHDING	BHAIRAU HIGHER SECONDARY SCHOOL	高等学校 JFTbasic 217/250	80%/60%/80% Total: 73%	37%/50%/33%/80% total: 65%	2020-2023 HOTEL HORAIZON PVT.LTD	なし

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児(者)通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構)の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護(ケアホーム)
共同生活援助(グループホーム)(外部サービス利用型を除く)
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援

生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)
在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)
知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
移動支援事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護
指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護を含む)
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定看護小規模多機能型居宅介護※2
指定訪問入浴介護
指定介護予防訪問入浴介護

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。
 ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
介護医療院
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
指定訪問看護
指定介護予防訪問看護
訪問看護事業

生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設

その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)

病院又は診療所
病院
診療所